



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*176 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 1

○ 告示

972 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 10

973 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 10

974 " (") 12

975 " (") 12

976 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 13

977 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 14

978 " (") 14

979 " (") 14

980 " (") 15

981 " (") 15

982 " (") 15

983 " (") 16

984 " (") 16

985 " (") 17

986 " (") 17

987 " (") 17

988 " (") 18

989 " (") 18

990 " (") 18

991 道路の区域変更 (道路保全課) 19

992 " (") 19

993 道路の供用開始 (") 19

994 " (") 20

*995 和歌山県屋外広告物条例施行規則第7条第3項第3号に規定する知事が指定する者の指定 (都市政策課) 20

○ 公安委員会告示

49 駐車監視員資格者講習の実施 20

○ 監査公表

監査公表第24号 22

監査公表第25号 27

規 則

和歌山県規則第176号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(広告物活用地区における確認の申請) 第2条の3 略 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の確認申請書の提出について準用する。</p> <p>(更新の許可等の申請) 第7条 略 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請に係る広告物又は掲出物件が貼り紙、貼り札、広告幕、気球広告及び立て看板、のぼりその他これらに類するものであるときは、第3号から第6号までに掲げる図書の添付を要しないものとする。 (1) 当該広告物又は掲出物件の形状の全体を明らかにしたカラー写真（申請前30日以内に撮影したものに限る。） (2) 略 (3) 屋外広告物自主点検結果報告書（別記第3号様式の2）</p> <p>(4) 前号の報告書に記載された点検箇所の現況（当該点検箇所に異常がある場合にあつては、その改善状況）を確認することができるカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。） (5) 第3号の報告書に係る点検を行った者が次項又は第4項に規定する者に該当することを証する書類の写し (6) 地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真</p> <p>3 前項第3号の報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、広告物の点検に関し相当の知識を有するものとして知事が指定する者</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものに係る第2項第3号の報告書については、前項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものが点検したものでなければならない。 (1) 条例第25条第1項第1号又は第4号に掲げる者 (2) 第22条第1項第1号に掲げる者 (3) 前項第3号に掲げる者</p> <p>(管理者の設置を要しないもの) 第14条の2 条例第18条の2に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札、広告幕、気球広告及び立て看板、のぼりその他これらに類するものとする。</p>	<p>(広告物活用地区における確認の申請) 第2条の3 略 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の確認申請書の提出について準用する。</p> <p>(更新の許可等の申請) 第7条 略 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請前30日以内に撮影した広告物のカラー写真 (2) 略 (3) 高速道路等沿道案内広告物、案内広告物（電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。）、壁面広告、突出し広告、屋上広告及び独立して設置される広告物にあつては、屋外広告物自主点検結果報告書（別記第3号様式の2）</p> <p>3 前項第3号の報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。 (1) 条例第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者 (2)・(3) 略</p> <p>(管理者の設置を要しないもの) 第14条の2 条例第18条の2に規定する規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、貼り紙、貼り札、広告幕、気球広告及び立て看板、のぼりその他これらに類するものとする。</p>

(変更及び廃業等の届出)

第18条 略

2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(5) 略

3 略

(講習会科目の一部免除)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第19条第2項第3号に規定する講習会の科目を免除することができる。

(1)・(2) 略

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

2 略

(変更及び廃業等の届出)

第18条 略

2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1)～(5) 略

3 略

(講習会科目の一部免除)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第19条第2項第3号に規定する講習会の科目を免除することができる。

(1)・(2) 略

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

2 略

別記第1号様式別紙2中「案内標識からの広告物まで」を「標識から」に改める。

別記第1号様式の4(注)中「添付書類」を「添付図書」に改める。

別記第1号様式の6中「別記第1号の6様式」を「別記第1号様式の6」に、「殿」を「様」に、

「広告物協定地区の目的」となる土地の区域」を「広告物協定の目的」となる土地の区域」に改める。

別記第1号様式の7及び別記第1号様式の8中「届け出します」を「届け出ます」に改める。

別記第3号様式及び別記第3号様式の2を次のように改める。

別記第3号様式(第7条関係)

屋外広告物更新許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(電話番号

)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所	区分		<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域	<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区		
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物	<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 高速道路等沿道案内広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物			
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他()	特殊装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅	
表示面積(合計)	m ²	表示面積(1面)	m ²	数量	個(枚)	材質
※屋外広告物管理者	住所					
	氏名	(電話番号)				
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日		付け指令	第 号		
許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで			
更新許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで			
更新回数	回					
備考						

(注)

- には、該当するものにレ印を記入してください。
- ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 添付図書
 - 形状の全体を明らかにしたカラー写真(申請前30日以内に撮影したものに限り。)
 - 許可書又は確認書の写し
 - 屋外広告物自主点検結果報告書(申請前3月以内に行った点検に限る。)[別記第3号様式の2]
 - 点検項目及び異常箇所の改善の前後を比較できるカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限り。)
 - 点検を行った者の資格を証する書類の写し
 - 地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真
- 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物の場合にあつては別紙1に、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の場合にあつては別紙2に記載してください。

(収入欄)

別紙1

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度8を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3超	1/3以下

(2) 突出し広告

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3超	1/3以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度8を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3超	1/3以下

(4) 独立して設置される広告物

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
1面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3超	1/3以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
1面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3超	1/3以下

隣接する一般広告物との距離	信号機及び道路標識等からの距離
m	m

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3超	1/3以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1の敷地における広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

3 1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
m ²	個

別紙2

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項				
	区分	名称	内容の説明及び指定地域	インターチェンジの名称
1				
2				
3				

(注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに1の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあつては「特産品」と、指定観光施設等にあつては「観光施設等」と記載してください。

(2) (1) の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1) の1から3の順に記載してください。

(3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告物からの距離	高速道路等に設置されている標識からの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

(4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積
m ²	m ²	m ²
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注) には、該当するものにレ印を記入してください。

(5) 主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

茶色			白色	
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本産業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

(6) 表示する文字

表示する文字(右記以外の表示)の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

(7) 同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(有の場合のみ) 上記の広告物の設置場所

(注) には、該当するものにレ印を記入してください。

別記第3号様式の2(第7条関係)

屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)第7条第2項の規定により、屋外広告物自主点検結果を次のとおり報告します。

整理番号

広告物又は掲出物件の種類			
表示又は設置の場所			
地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さ		m	
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
前回許可日	年 月 日	許可番号	
点検を行った者	氏名	(電話番号)	
	住所		
	資格名称		
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有 無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形又は隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ又は欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食又は変形	有 無	
	2 溶接部の劣化又はコーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有 無	
	2 側板若しくは表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有 無	
装置照明	1 照明装置の不点灯又は不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有 無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品の腐食又は破損	有 無	
	2 避雷針の腐食又は損傷	有 無	
	3 その他	表示面の汚染若しくは退色又は塗料等の剥離 ()	有 無

(注)

- 1 広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。
- 2 更新許可申請前3月以内に行った点検の結果について記載すること。
- 3 点検の対象となる広告物又は掲出物件が複数ある場合は、整理番号を付してそれぞれ作成すること。

別記第4号様式（注）3中「添付書類」を「添付図書」に改め、同様式別紙2中「案内標識からの広告物まで」を「標識から」に改める。

別記第11号様式（注）2中「丸印」を「○印」に改め、同様式（注）4中「様式第11号の2」を「別記第11号様式の2」に、「第16条の3第1項第3号」を「第16条の3第3号」に、「様式第11号の3」を「別記第11号様式の3」に改める。

別記第13号様式の2中「丸印」を「○印」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式(第20条関係)

和歌山県屋外広告物講習会受講申込書

和歌山県知事 様

年 月 日

受講者 住所
氏名

(電話番号)

年 月 日生

和歌山県屋外広告物条例施行規則第20条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

勤務先	所在地 名称			
	代表者名			
屋外広告物の「施行に関する事項」を免除する資格	資 格		取得年月日	資格証番号
	ア 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者			
	イ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者			
	ウ 電気事業法第44条第1項に規定する 第1種電気主任技術者免状 第2種 " } 第3種 " }を有する者			
	エ 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者			
受付欄	受講番号	手数料欄		写真(3cm×4cm)

(切り取らないこと。)

屋外 受 告 物 講 習 会 票	※受講番号	氏名	※受講日	※講習時間	※講習会場	法	令	表示方法	工	施	講習科目及び承認	(注)1 1科目終了ごとに係員の承認を受けて下さい。 2 1科目でも承認のない場合は、修了証書を交付しません。 3 受講票は当日必ず持参してください。 4 ※印欄は、記入しないでください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定、同条第3項の次に1項を加える改正規定並びに別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の和歌山県屋外広告物条例施行規則第7条第3項（第1号に係るものに限る。）の規定は、令和6年9月30日までの間に実施した広告物等の点検に係る屋外広告物自主点検結果報告書については、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第972号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
南紀の台クリニック	西牟婁郡上富田町南紀の台72-3	医療機関の名称	南紀新庄クリニック	南紀の台クリニック	令和 3.9.6
		医療機関の所在地	田辺市新庄町2173-1	西牟婁郡上富田町南紀の台72-3	

和歌山県告示第973号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
下万呂ショッピングセンター
和歌山県田辺市下万呂573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
丸長商事株式会社 代表取締役 柴田哲男
和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号
株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁
三重県松阪市久保町1456番地4
アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野尻幸宏
神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 丸長商事株式会社 代表取締役 柴田哲男

和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野島廣司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

(変更後) 丸長商事株式会社 代表取締役 柴田哲男

和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野尻幸宏

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 紀南農業協同組合 代表理事組合長 山本治夫

和歌山県田辺市朝日ヶ丘24番17号

有限会社ダイナミック 代表取締役 鎌倉正明

和歌山県田辺市高雄三丁目6番1号

(変更後) 紀南農業協同組合 代表理事組合長 山本治夫

和歌山県田辺市朝日ヶ丘24番17号

有限会社ダイナミック 代表取締役 鎌倉正明

和歌山県田辺市高雄三丁目6番1号

株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁

三重県松阪市久保町1456番地4

アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野尻幸宏

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

4 変更年月日

(1) 令和3年5月1日

(2) 令和3年9月3日

5 変更した理由

(1) 設置者（アイ・ティー・エックス株式会社）の代表者の変更のため

(2) 小売業者の入店のため

6 届出年月日

令和3年9月6日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年10月1日から令和4年2月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第974号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

モンティグレ

和歌山県和歌山市七番丁26-1 他9筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 越智壮

（変更後）代表取締役 伊藤光博

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）東京都台東区上野七丁目14番4号

（変更後）東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

4 変更年月日

(1) 令和3年4月1日

(2) 平成26年2月17日

5 変更した理由

本店所在地の移転及び代表者変更のため

6 届出年月日

令和3年9月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年10月1日から令和4年2月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第975号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
下万呂ショッピングセンター
和歌山県田辺市下万呂573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
丸長商事株式会社 代表取締役 柴田哲男
和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号
株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁
三重県松阪市久保町1456番地4
アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野尻幸宏
神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
- 3 変更する事項
 - (1) 駐輪場の位置
(変更前) 駐輪場F D棟南東側
(変更後) 駐輪場F D棟北東側
 - (2) 荷さばき施設の位置
(変更前) 荷さばき施設え D棟北東側
(変更後) 荷さばき施設え D棟北東側から東に4m移動
- 4 変更年月日
令和4年5月7日
- 5 変更する理由
施設の配置の計画変更のため
- 6 届出年月日
令和3年9月6日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和3年10月1日から令和4年2月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第976号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限

和歌山県 第748号	魚かす粉末	魚粕粉末	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当なし	山本茂夫 有田郡有田川町小川566 番地	令和 9.9.10
---------------	-------	------	---------------------	------	----------------------------	--------------

和歌山県告示第977号

和歌山県有田郡有田川町大字宮川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和3年3月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字宮川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字宮川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第978号

和歌山県日高郡印南町大字丹生の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月26日から令和3年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字丹生の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字丹生の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第979号

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期

平成31年4月26日から令和3年3月16日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第980号

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月4日から令和3年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第981号

和歌山県東牟婁郡串本町西向の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年1月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町西向の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町西向の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第982号

和歌山県東牟婁郡串本町西向の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和2年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町西向の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町西向の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第983号

和歌山県東牟婁郡串本町西向・神野川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町西向・神野川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町西向・神野川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第984号

和歌山県東牟婁郡串本町神野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町神野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町神野川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第985号

和歌山県東牟婁郡串本町中湊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町中湊の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町中湊の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第986号

和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年3月6日から令和3年2月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第987号

和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年2月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第988号

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成28年4月3日から平成30年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第989号

和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成29年4月2日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第990号

和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村

- 2 調査を行った時期
平成30年4月3日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年9月21日

和歌山県告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町栗栖川字野々田548番10地先から同市中辺路町栗栖川字神田402番5地先まで	旧	7.87 } 11.11	157.26	一般国道371号との重用延長157.26メートルを含む。
同上	新	9.13 } 19.91	154.53	一般国道371号との重用延長154.53メートルを含む。

和歌山県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町栗栖川字野々田548番10地先から同市中辺路町栗栖川字神田402番5地先まで	旧	7.87 } 11.11	157.26	一般国道311号との重用延長157.26メートルを含む。
同上	新	9.13 } 19.91	154.53	一般国道311号との重用延長154.53メートルを含む。

和歌山県告示第993号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字芝崎461番1地先から同町動木字芝崎463番4地先まで

供用開始の期日 令和3年10月1日

和歌山県告示第994号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町小南字下通り130番5地先から同市下津町小南字下通り135番5地先まで

供用開始の期日 令和3年10月1日

和歌山県告示第995号

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）第7条第3項第3号に規定する知事が指定する者を次のように指定する。

令和3年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年10月1日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	令和3年11月25日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	令和3年11月26日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	令和3年12月3日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

- (2) 実施場所
和歌山市西1番地
交通センター3階 会議室
- (3) 受講定員
7人
- 2 受講手続に関する事項
- (1) 申込みの方法
駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。
- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）
- イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）
- ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し
- (2) 手続の流れ
- ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。
- イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。
- (3) 申込書等の提出先
- ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合
申込者の住所地を管轄する警察署交通課
- イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
- (4) 申込書等の提出時期
令和3年10月1日（金）から同月29日（金）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間
- (5) 講習手数料
- ア 講習手数料の額は、20,000円とする。
- イ 現金での納付は、受け付けない。
- 3 留意事項
- (1) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症の流行状況により、駐車監視員資格者講習を中止することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。
- 4 問合せ先等
- (1) 問合せ先
和歌山市西1番地 交通センター内
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

監査公表

和歌山県監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月1日

和歌山県監査委員 森田 康友

和歌山県監査委員 河野 ゆう

和歌山県監査委員 富安 民浩

和歌山県監査委員 玉木 久登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和3年8月17日
総務部	令和3年8月18日
企画部	令和3年8月17日
環境生活部	令和3年8月16日
福祉保健部	令和3年8月18日
商工観光労働部	令和3年8月16日
農林水産部	令和3年8月17日
県土整備部	令和3年8月16日
会計局	〃
県議会事務局	令和3年8月19日
人事委員会	令和3年8月16日
労働委員会	令和3年8月19日
選挙管理委員会	令和3年8月18日
監査委員	令和3年8月19日
教育委員会	令和3年8月18日
公安委員会	令和3年8月17日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

総務部

ア 人事課

(ア) 会計年度任用職員への報酬支払が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、再発防止に万全を期されたい。

(2) 注意事項

知事直轄

ア 政策審議課

(ア) 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 広報課

(ア) 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

総務部

ア 財政課

(ア) 複写機（複合機）賃貸借契約に関する協議書について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 管財課

(ア) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 危機管理・消防課

(ア) 危険物取扱者保安講習業務委託に係る単価契約の決裁について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。

エ 防災企画課

(ア) 総合防災情報システム無停電電源装置交換修繕業務について、工期延長に伴った入札・履行保証保険証券を受理せず、変更契約していたので、適正に処理されたい。

オ 災害対策課

(ア) 需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

ア 企画総務課

(ア) 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関の合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 文化学術課

(ア) 国庫補助金等の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 国際課

(ア) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) ノートパソコン賃貸借契約について、予定価格が入札すべき金額であるのに簡易公開調達で処理している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 情報政策課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 地域政策課

(ア) 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 総合交通政策課

(ア) 旅費計算において、運賃等の調整の入力漏れにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 環境生活総務課

(ア) 電気料金の支払において、延滞利息を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 国庫補助金等の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 青少年・男女共同参画課

(ア) 令和2年度和歌山県青少年育成事業補助金（地域活動推進事業及び地域子ども集団相互交流推進事業）について、額の確定手続に誤りがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 委託料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 子ども未来課

(ア) 保育士人材確保事業業務委託について、仕様書に定める委託業務の内容変更に伴う変更契約をしていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 子供食堂支援事業補助金について、補助金交付要綱の運用に誤りがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 子育て支援員研修業務委託に係る覚書について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。

イ 長寿社会課

(ア) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 障害福祉課

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 薬務課

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 令和元年度青少年を対象とした薬物乱用防止啓発まんが作成業務委託について、源泉徴収漏れがあり、延滞税を支払っていたので、適正に処理されたい。

商工観光労働部

ア 商工観光労働総務課

(ア) 自動販売機設置に係る土地の貸付料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない

事例があったので、適正に処理されたい。

イ 労働政策課

(ア) 支出票を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

ウ 観光振興課

(ア) 著作権の使用料について、源泉徴収漏れがあり、不納付加算税及び延滞税を支払っていたので、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 生産品の販売について、歳入の内容を調査することなく収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったなので、適正に処理されたい。

イ 果樹試験場

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 畜産試験場

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 生産品を売却したにもかかわらず収入調定しなかったため、代金が収納されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 畜産試験場養鶏研究所

(ア) 生産品の販売について、歳入の内容を調査することなく収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。

オ 水産試験場

(ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

カ 食品流通課

(ア) 委託料及び負担金の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金の交付申請、遂行状況報告及び実績報告について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。

キ 畜産課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ク 資源管理課

(ア) 小型機船底びき網漁業許可申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 技術調査課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 河川課

(ア) 河川敷地の不法占用については、令和2年度末で8件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正

に処理されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

- (イ) 指定管理業務について、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていなかったもので、適正に処理されたい。

ウ 都市政策課

- (ア) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 指定管理業務について、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていなかったもので、適正に処理されたい。

エ 公共建築課

- (ア) 随時の資金前渡において、精算及び戻入の遅延等の事例があったので、適正に処理されたい。

オ 港湾空港振興課

- (ア) 指定管理業務協定書に定められている利用規則等に関する規程の制定に係る承認がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

- (イ) 指定管理業務において、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 港湾漁港整備課

- (ア) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 役務費手数料の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

会計局

ア 会計課

- (ア) 支出負担行為において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

県議会事務局

- (ア) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、同表が出力されず決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 総務課

- (ア) 国庫補助金等の実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 教職員課

- (ア) 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ スポーツ課

- (ア) 指定管理業務について、事業計画や協定書に基づき会計処理が適切に行われているか等について、実地調査を行っていなかったもので、適正に処理されたい。

エ 義務教育課

- (ア) 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 教育支援課

- (ア) 物品不用調書において、出納機関への通知を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

- (イ) 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、誤った旅費を

支給している事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

(ア) 委託料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

5 監査委員の除斥

危機管理・消防課、防災企画課及び災害対策課の監査において、監査対象期間中に危機管理監であった森田康友委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

和歌山県監査公表第25号

令和3年5月10日付け監査報告第1号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和3年2月17日及び令和3年3月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 駐車場使用料の徴収委託について、委託業者から報告のあった計算書に記載不備があるにもかかわらず、内容を確認せずに収入調定を行っていたので、現金徴収機の記録を確認したところ、収入調定額と一致していなかった。 よって、早急に調査を行い、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 港湾施設災害復旧工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 (1) 原因の究明 委託業務の仕様書で定めていた徴収金集計に係る様式の内容に不備があり、徴収金額の確認作業に支障を生じさせる一因となった。また、契約業務は港湾空港振興課、調定等現場での管理は和歌山下津港湾事務所それぞれ行われており、仕様書を踏まえて行われるべき徴収委託業務に齟齬を来した。その結果、令和元年度に委託事業者に対して行われた定期監査に関する注意事項や措置状況について、和歌山下津港湾事務所と港湾空港振興課の間で組織的に共有できず、委託事業の適正な執行につなげることができなかったため、徴収記録の提出や保存に関する指摘や指導に至らなかった。 (2) 事務処理手続の見直し ア 徴収委託業務については、契約業務も含め和歌山下津港湾事務所が行うこととした。 イ 事業の適正な執行を確保するため、書面検査及び現地調査を毎年実施し、その際は県職員複数人で実施することとした。 ウ 書面検査及び現地調査において指摘・指導した事項は、和歌山下津港湾事務所と港湾空港振興課で認識を共有し、必要な改善措置を講ずることとした。 エ 徴収金額の根拠を確認するため、徴収事務委託契約の締結に際し、県への提出書類である歳入金収納計算書にレシート等証拠書類の写しの添付を追加し、証拠書類の保存期間を10年に設定することとした。</p> <p>注意事項 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に指導を行った。</p>